

公立大学法人福島県立医科大学監査室要綱

(平成18年4月1日理事長制定)

一部改正 平成20年 3月26日

(目的)

第1条 監査室は、公立大学法人福島県立医科大学における経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価を行い、その結果に基づく情報の提供並びに改善・合理化への助言・提案等を通じて、財産の保全並びに経営効率の向上を図る。

(組織)

第2条 監査室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
 - (2) 室員
- 2 室長は、理事長が指名する教員をもって充て、監査室の業務を総括する。
- 3 室員は、理事長が指名する教員以外の職員若干名とする。

(業務)

第3条 監査室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 監事が行う監査の補助に関すること
- (2) 内部監査に関すること

(事務)

第4条 監査室の事務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。